

令和4年
10月から

健康保険法が変わります

すべての世代で広く安心を支える「全世代対応型の社会保障制度」を目指して、健康保険制度の見直しが進められています。令和4年10月からは、下記の2つの改正が施行されます。

① 育児休業期間中の保険料の免除要件が変わります

これまでは、月末時点で育休を取得している場合に当月の保険料が免除される仕組みとなっています。これが、短期間の育休取得に対応し、月末時点で復職していても、その月内に通算14日以上の子育休を取得した場合は、当月の保険料が免除されることとなりました(図参照)。

また、賞与保険料は、1ヵ月超の育休取得者に限り、免除対象とされることとなりました。

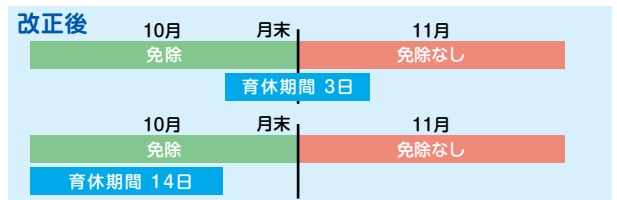
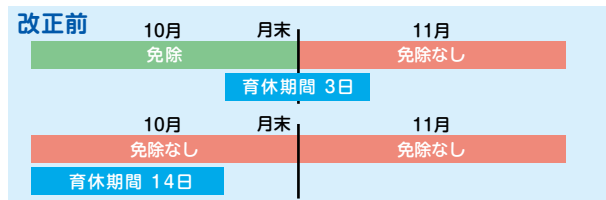
memo

育児休業期間中の 保険料免除

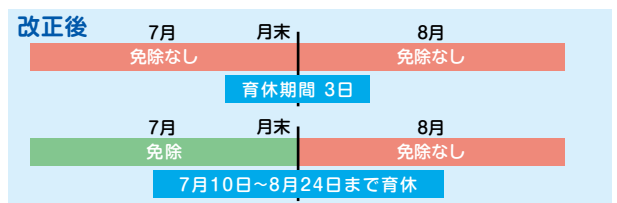
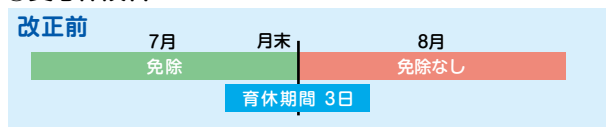
育児休業等を取得している期間は、保険料負担の全額(賞与保険料を含む)が免除される

短期間の育休

① 月額保険料



② 賞与保険料

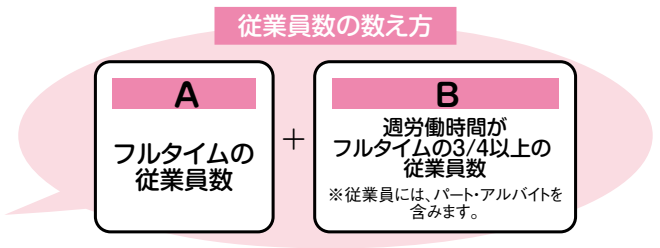


② 短時間労働者も社会保険に加入しやすくなります

働き方を問わず安心して働ける社会とするため、健康保険や厚生年金などの社会保険が適用される範囲が拡大されています。その対象となる企業の規模が令和4年10月から段階的に見直され、要件を満たすパート・アルバイトの方が社会保険に加入するようになります。



対象となる企業 これまで、対象となる企業は従業員が501人以上でしたが、令和4年10月から段階的に拡大されます。



新たな加入対象者 新たに加入する対象者は、次の要件をすべて満たすパート・アルバイトの方です。

✓ 週の所定労働時間が
20時間以上

✓ 月額賃金が
8.8万円以上

✓ 2ヵ月を超える
雇用の見込みがある

✓ 学生ではない